

(寄稿)

医療法人の出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予制度
～持分の定めのない医療法人への移行促進～

医療法人(経過措置型)にとって、長年にわたり積み上げられてきた剰余金により出資持分評価が高額になった場合の後継者への相続問題は、課税等により法人経営のみならず、後継者にとっても深刻な影響を及ぼす場合もあることは、周知のとおりです。

早期から相続対策を行っている医療法人であれば、深刻な事態に陥る可能性は低くなりますが、実際、必ずしも早期から対策をとっている医療法人ばかりではありません。

昨年10月に施行された「医療法人の出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」は、基本的には、持ち分の定めのない医療法人への移行を促す制度ですが、いざ、相続が発生した時点で、十分な相続対策が取れていなかった医療法人にとっては、救済措置的な制度となります。

この制度を利用するには、「認定医療法人」となる必要があり、また、認定を受けるためにはいくつかの条件がありますが、認定後一定の条件(本文「5. 相続税の納税猶予」等参照)を満たすことにより最終的に相続税が免除されます。

本稿は、「医療法人の出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」について税理士法人山田&パートナーズ 税理士 大城陵司先生に寄稿いただき、制度の背景・概要から制度利用の条件やケース毎の活用方法の例示など紹介いただきました。

医療法人の出資者の皆様に相続対策の一つの選択肢として、この制度の位置づけや利用条件など、内容を一度、把握されることをお勧めします。

(市川)

2015年2月16日

Healthcare note

(No. 15-02)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
税理士 大城 陵司

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部